

広島県告示第二百三十六号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島港、尾道系崎港及び福山港における指定管理施設である港湾施設の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十一年三月十六日

広島県知事 藤田雄山

指定を受けた者		指定年月日	管理の期間
名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地		
株式会社ひろしま港湾 管理センター 代表取締役 松田 實	広島市南区宇品海岸一 丁目一三番一三号	平成二十二年三月二日	平成二十二年四月一日～ 平成二十六年三月三十一日